

# 菊陽町町民参画・協働推進条例

## <逐条解説>

平成 24 年 12 月

菊 陽 町

目次

菊陽町町民参画・協働推進条例逐条解説

前文	1
第1章 総則	
第1条 (目的)	2
第2条 (定義)	3
第3条 (基本原則)	6
第4条 (町の責務)	7
第5条 (町民の責務)	7
第2章 情報共有	
第6条 (情報共有)	8
第3章 町民参画	
第7条 (町民参画の方法)	9
第8条 (町民参画の対象)	11
第9条 (町民参画の時期)	14
第10条 (提出された意見及び提案等の取扱い)	14
第11条 (公表の方法)	15
第12条 (町民参画推進本部)	15
第4章 協働	
第13条 (協働の原則)	16
第14条 (学習の場)	16
第15条 (地域コミュニティの役割)	17
第16条 (コミュニティ活動の推進)	17
第17条 (コミュニティ活動・町民公益活動への支援)	18
第5章 雑則	
第18条 (条例の見直し)	18
第19条 (委任)	18

## 前 文

ふるさと菊陽町は、雄大な阿蘇を望み、中央を清流白川が流れる自然豊かな郷土とそこに息づく文化に育まれています。私たち町民は、かけがえのないこれらの財産を礎に、菊陽町が住みよいまちとなることを望んでいます。

近年、人々の価値観や生活様式は多様化し、行政ニーズも大きく変化しています。このような中、菊陽町が活気にあふれ、安全・安心を実感できる住みよい理想のまちをつくるためには、町民と町が日々深いつながりを持ち、情報を共有することで信頼関係を築き、互いに協力し、知恵を出し合う参画と協働のまちづくりを実現していくことが強く求められます。

「参画」と「協働」が、住みよいまちづくりの合言葉として、全ての町民の共通の理解となる必要があります。そのために、まちづくりに関する情報を町民と町が共有すること、町民の意向を町政に反映させるための方法、コミュニティ活動などを支援することをこの条例に定めます。

自治の主人公である町民が、あらゆる知識、経験及び創造力を結集させ、町と協働し、住みよいまちをつくるためにこの条例を制定します。

### 【解説】

この前文は、本条例を制定するに当たっての背景や町民参画の基本的な考え方を述べ、本条例を制定する必要性を述べたものです。

一般的に前文は、法令等の制定の背景や基本的な考え方を明らかにするために設けるもので、具体的な法規を定めたものではなく、前文の内容から直接的な効果が生ずるものではありませんが、各条項とともに法令等の一部を構成するものであり、各条項の解釈に当たり尊重すべき精神を示すものです。

この前文は、「参画」と「協働」を実現していくためには、情報の共有や町民の意向の把握、コミュニティ活動などへの支援が重要であると位置づけ、自治の主人公である町民が、あらゆる知識や経験、創造力を結集させ、町と協働し、住みよいまちとなるよう願いを込め設けたものです。

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

第1条 この条例は、情報共有、町民参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、町民と町が信頼関係を築き、住みよいまちをつくることを目的とする。

#### 【解説】

この条例の目的は、住み続けたいまち、住みたいまち、住んで良かったと思えるまちを、町民と町がともに考え、つくることです。その実現のためには、町民と町が信頼関係を築き、ともにまちづくりを行うことが重要であり、情報共有、町民参画、協働に関する基本的な事項をこの条例に定めます。

## 第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 町内に住所を有する者
  - イ 町内に通勤又は通学する者
  - ウ 町内に事務所若しくは事業所を有し、又はコミュニティ活動等を行う個人及び法人その他の団体
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 情報共有 町民と町が、まちづくり及び町政に関する情報を相互に保有することをいう。
- (4) 町民参画 町の施策等の立案や意思決定、評価等の過程において、広く町民の意見を反映させることを目的として、町民が町政に主体的に参加し、関わることをいう。
- (5) パブリック・コメント手続 町が施策等の案を公表し、この案に対して町民から提出された意見等を考慮して、意思決定を行うための手続をいう。
- (6) 意見交換会 町の施策等の立案や意思決定の過程において、町民と町及び町民同士が対等な立場で意見を交換する手続をいう。
- (7) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及び町が定める要綱等により設置された懇談会等の機関をいう。
- (8) 政策提案手続 町民がその知識や経験を生かし、住みよいまちづくりのために、町に対し政策等の提案を行う手続をいう。
- (9) 協働 共通の目的を達成するために、町民と町が、それぞれの役割と責任に基づき、連携協力することをいう。
- (10) 地域コミュニティ 区又は自治会をはじめとした、地縁を主なつながりとする町民同士が、自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会をつくることを目的として構成した集団のことをいう。
- (11) コミュニティ活動 町民が自発的に行う地域のための活動をいう。
- (12) 町民公益活動 町民の自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。

### 【解説】

この条例で使用する用語を定義しています。

#### 第1号関係

町内に住んでいる人（地方自治法第10条第1項の「住民」をいう）、町内に通勤、通学する人や事務所、事業所を持つ個人や法人その他の団体など、さまざまな主体による参画及び協働

が求められることから、それらを含めて「町民」と定義します。

#### 第2号関係

地方自治法第138条の4第1項に規定される執行機関及び同法第180条の5第1項及び第3項に列記されている各種行政委員会をいい、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を「町」と定めます。

#### 第3号関係

「情報共有」とは、町民が持つまちづくりの情報や、町が持つ町政の情報をお互いに保有することをいう。

#### 第4号関係

町の施策等の立案、決定、評価などに町民の意見や提案を反映させるため、町民が町政に参画することを「町民参画」と定めます。

#### 第5号関係

「パブリック・コメント手続」とは、町が、施策等の案を公表し、町民から意見を募集し、その意見等を考慮して意思決定を行う手続きのことです。

#### 第6号関係

「意見交換会」とは、町が施策等の立案や意思決定の過程において、お互いの立場を尊重し町民と町及び町民同士が対等な立場で意見を交換する手続きのことです。

#### 第7号関係

「附属機関等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関と、町の要綱等により設置される懇談会や委員会等をいいます。

#### 地方自治法から抜粋

##### 第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

#### 第8号関係

「政策提案手続」とは、町民がその知識や経験を生かし、住みよいまちづくりのために、町に対し政策等の提案を行う手続きをいいます。

#### 第9号関係

「協働」とは、町民と町が同じ目的のために、それぞれの役割と責任に基づいて、連携協力し合うことをいいます。

#### 第10号関係

「地域コミュニティ」とは、区又は自治会をはじめとした、地縁を主なつながりとする地域住民同士が、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して連帯感や共同意識を築き

ながら、地域が抱える課題を共有し、解決へ向けて共に活動し、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で住みよくしていこうとする集団のことをいいます。

第11号関係

「コミュニティ活動」とは、町民が自発的に行う自治会活動や子ども会、婦人会、老人会、PTA、青少年健全育成協議会などの活動をいいます。

第12号関係

「町民公益活動」とは、町民が自発的に行う公益性のある活動のことをいいます。

## 第3条（基本原則）

- 第3条 町民参画及び協働は、町民と町それぞれが有する情報を共有し、ともに学び合い、相互理解を深めながら行うものとする。
- 2 町民参画及び協働は、町民の持つ豊かな社会経験及び創造的な活動が尊重されること並びに町民の福祉の増進及び町政運営の効率性が確保されることを基本として推進するものとする。
  - 3 町民参画及び協働は、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ継続的に行われなければならない。
  - 4 町民参画及び協働は、その機会が町民に平等に保障されなければならない。

### 【解説】

#### 第1項関係

まちづくりや町政を行うにあたっては、町民と町がともに学び、意思の疎通を図りながら参画及び協働することが重要です。ここでいう「学び」とは、単に知識を得ることだけではなく、住みよいまちをつくる方法を考え、習得することなどをいいます。

#### 第2項関係

参画及び協働を行うことにより、施策等の立案、決定に時間がかかり、実施が遅れて不利益が生じてしまつてはいけません。

町民の持つ豊かな社会経験を施策等に反映させることは重要ですが、効率的かつ効果的な町政運営を行うことにも配慮しながら参画及び協働することが必要であることを定めます。

#### 第3項関係

地方自治の本旨は団体自治と住民自治ですが、特に地域住民の意思と責任に基づき地域の行政を行うという住民自治の要素を踏まえ、参画及び協働が自主的かつ継続的に行われなければならないことを定めます。

#### 第4項関係

まちづくりや町政を行うにあたっては、参画及び協働の機会が、町民に平等に保障されなければならないと定めます。



## 第4条（町の責務）

第4条 町は、町民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

2 町は、町民が自ら町政について考え、町民参画をしやすいよう、町の施策等に関する情報をわかりやすく公開し、説明するよう努めるものとする。

3 町は、協働の推進に関して必要な施策等を行うよう努めるものとする。

### 【解説】

#### 第1項関係

町は、町民の意見や提案をより多くの施策等に反映させるため、参画の機会を設けるよう努めることを定めます。

#### 第2項関係

町民が町政に参画するためには、町民自ら町政について考え、理解することが前提になります。そのために町は、施策等に関する情報をわかりやすく提供するよう努めなければなりません。

#### 第3項関係

町民と町との協働を推進する方法として、共催、委託、補助、協定などさまざまな方法がありますが、それらの方法に完成されたものではありません。そこで町は、実施する施策等の内容に応じた最適な方法で行うよう努めることを定めます。

## 第5条（町民の責務）

第5条 町民は、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、参画するよう努めるものとする。

2 町民は、町民相互の自由な発言を尊重し、主体的かつ民主的な町民参画に努めるものとする。

3 町民は、特定の個人及び団体の利益を図ることを目的とせず、町民全体の利益を考慮することを基本として参画しなければならない。

### 【解説】

#### 第1項関係

町民は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めることを定めます。

#### 第2項関係

町民は、他の町民の意見に耳を傾け、その意見を尊重しながら参画するよう努めることを定めます。

#### 第3項関係

町民は、個人や団体の利益のためではなく、公共の利益を尊重しながら参画しなければならないことを定めます。

## 第2章 情報共有

### 第6条（情報共有）

第6条 町は、まちづくりに関する情報を収集及び整理し、町民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。

2 町は、町の保有する情報を積極的に公開し、提供するよう努めるものとする。

3 町民は、地域に関心を持ち、まちづくりに関する情報を発信するよう努めるものとする。

#### 【解説】

##### 第1項関係

町は、町民と情報を共有するために、コミュニティ活動などのまちづくりに関する情報を収集整理することで、町民ニーズを把握し、広聴活動を充実するよう努めることを定めます。

##### 第2項関係

町は、収集整理したまちづくりに関する情報や保有する町政に関する情報を積極的に公開し、提供するよう努めることを定めます。

##### 第3項関係

町民は、地域に関心を持って、まちづくりの情報を発信するよう努めることを定めます。

## 第3章 町民参画

### 第7条（町民参画手続）

第7条 この条例における町民参画手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続
- (2) 意見交換会
- (3) 附属機関等の設置
- (4) 政策提案手続
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町が適当と認める方法

2 町は、前項各号に掲げる町民参画手続を行う場合、対象施策等の性質を勘案して効果的かつ適切であると認める方法で行わなければならない。

3 町は、より多くの町民の意見及び提案等を求める必要があると認めるときは、複数の町民参画手続を併用することができる。

#### 【解説】

##### 第1項関係

この条例でいう町民参画手続を定めます。

##### 第1号関係

パブリック・コメント手続は、施策等の案を公表し、その案に対して町民から提出された意見等を考慮して意思決定を行うための手続です。また、町民から提出された意見等やそれに対して町が検討した結果を公表します。

参考：パブリック・コメント手続を実施する場合、町は事前に施策等の案及び案を作成した趣旨、意見提出先、提出の方法、意見提出期間等を公表します。なお、意見提出期間は、行政手続法の規定を準用し原則30日以上確保することとします。

##### 第2号関係

施策等について町民から直接意見を聴く手段として、意見交換会を開催します。これまで町が一般的に行ってきた説明会は、町から町民へ一方的な情報提供にとどまることが多く、「言いつぱなし」、「聴きっぱなし」の場となりがちでしたが、意見交換会は、町民と町及び町民同士が、対等な立場で意見を交換することにより、町民と町双方の理解を深めることを目的としています。

##### 第3号関係

町は、専門的知識に基づく審議や個人の知識や経験に基づく提言が必要な場合に附属機関等を設置します。この際、幅広く人材を登用しながら透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めます。

附属機関等の委員に町民を委嘱する場合は、年齢構成や男女比率、任期の期間、他の附属機関等との兼職状況等に配慮するとともに、附属機関等の設置目的、性格等を勘案した上で、委員の全部又は一部を公募により選考するよう努めます。

#### 第4号関係

政策提案手続は、町民が自発的に政策を提案し、提案を受けた町は施策等の立案について検討します。

参考：政策提案は、規則に基づき町が年に2回提案の機会を設けます。政策を提案する場合は、50人以上（20歳以上の町民）の署名を添えて代表者が提案書を提出します。より良い政策等が提案されるよう、少なくとも50人の町民がお互いに議論を重ね、合意を図ることを要件とします。

#### 第5号関係

上記4つの町民参画手続以外にも、無作為抽出で選ばれた町民による町民討議会やシンポジウム、公聴会、アンケート調査、グループインタビューなどの手法も考えられます。

#### 第2項関係

町は、対象施策等の性質や影響などを考慮して、効果的な町民参画の方法を選択して行うことを定めます。

#### 第3項関係

町は、より多くの方法で町民参画手続を行うことにより、多くの町民の意見や提案等を求めることができます。

## 第8条（町民参画の対象）

第8条 町は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、町民参画手続を行うものとする。

- (1) 町の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画案等の策定又は変更
- (2) 次に掲げる条例、規則等の制定又は改廃
  - ア 町の基本方針を定めるもの
  - イ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを定めるもの
- (3) その他町が町民から意見等を求める必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、町民参画手続を行うことを要しないものとする。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの
- (3) 法令の規定により基準が定められてあり、その基準に基づき行うもの
- (4) 定型的又は経常的に行うもの
- (5) 附属機関等が町民参画手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき町が施策等の立案を行うもの
- (6) 町の内部にのみ適用されるもの
- (7) 特定の個人及び法人の利害に直接関係するもの
- (8) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

### 【解説】

#### 第1項関係

町民参画手続を行う対象となる施策等を定めています。

#### 第1号関係

町の基本構想や総合計画、その他施策の基本的な事項を定める計画等を対象とします。その他施策の基本的な事項を定める計画等とは、男女共同参画推進計画、コミュニティ整備計画、地域防災計画、高齢者保健福祉計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン、ごみ処理基本計画（一般廃棄物処理基本計画）、生涯学習推進計画などです。

#### 第2号関係

ア 町の行政活動の広範囲にわたり効力を有し、及び町の行政活動の個別分野における町の基本理念や基本方針を定める条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

例) 町民参画・協働推進条例、行政手続条例、情報公開条例のような町政全般にわたって適用される基本理念、方針を定める条例や環境基本条例などです。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に基づく条例のうち、町民等に義務を課し、権利を制限することにより町民生活に影響が生じる条例を、制定、改正又は廃止することをいいます。

例) 公害防止条例、保育所における保育に関する条例、文化財保護条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、美しい町づくり条例、放置自転車等の措置に関する条例、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例などをいいます。

#### 第3号関係

条例第8条第2項及び上記各号以外もので、町民から広く意見を求めることが必要と町が認めたものです。

例) 大型公共施設の建設、日曜日における一部窓口業務内容の変更、各種補助金の廃止、保育所の民営化、行政評価（外部評価）、町民センターの利用方法の変更

#### 第2項関係

町民参画手続を行わないことができる場合を定めています。

##### 第1号関係

災害や不慮の事故が生じた場合や施策等の実施までに時間的な制約がある場合、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、参画手続を行ってからは間に合わない、又は効果が損なわれる場合です。

##### 第2号関係

法令の改正により表現が変わるなど条例の内容に実質的な変更を伴わない場合などです。

##### 第3号関係

個別の法令で基準が定められている場合は、その基準に基づき行われるので町民の意見を反映させる余地がなく対象になりません。

##### 第4号関係

定型的、経常的に行われるものは、町民の意見を反映させる余地がなく対象になりません。

##### 第5号関係

附属機関等が実施主体となって町民参画手続に準じた手続を行い、町民から意見等の提出を求め、その意見等を考慮し、町へ報告、答申等した場合は、その報告等を受けた町は改めて町民参画手続を行う必要はないと考えます。

##### 第6号関係

町の内部にのみ適用されるものは、町自らの責任と意思で決定すべき事項であるため、対象になりません。

#### 第7号関係

例えば土地の収用など、特定の個人や法人の利害に直接関係する場合などです。

#### 第8号関係

地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては対象外としています。これは地方自治体の財政を確保するための趣旨であり、同様の趣旨から対象となりません。

#### 地方自治法から抜粋

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

## 第9条（町民参画の時期）

第9条 町民参画手続は、広く町民の意見を反映することができるように、適切な時期に行うものとする。

### 【解説】

施策等はその内容により性格がさまざまであるため、具体的に参画の時期を定めることはできません。しかし、広く町民の意見を反映（施策等の案の修正や変更）することが可能な、できるだけ早い時期に行います。

## 第10条（提出された意見、提案等の取扱い）

第10条 町は、町民参画手続を経て提出された意見、提案等を総合的かつ多面的に検討し、町の施策等に反映させるよう努めるものとする。

2 町は、提出された意見、提案等の内容並びに提出された意見、提案等を検討した経過及び結果を公表するものとする。ただし、次に掲げるものに該当するときは公表しないものとする。

- (1) 菊陽町情報公開条例（平成13年菊陽町条例第7号）に定める不開示情報に該当するとき。
- (2) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (3) その他正当な理由があるとき。

3 前項各号に該当するため公表しない場合は、その理由を公表するものとする。

### 【解説】

#### 第1項関係

町は、提出された意見及び提案等を、町の施策等に反映させるためにさまざまな角度から検討します。

#### 第2項関係

町は、提出された意見や提案等の内容を公表します。また、提出された意見及び提案等を検討した経過と結果も併せて公表します。ただし、菊陽町情報公開条例の不開示情報に該当する場合や第三者の利益を害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合などは公表しません。

「その他正当な理由」としては、特定の者の利益となるように、著しく不当な又は不公正な目的をもって意見や提案等が提出されたと判断される場合などが考えられます。

#### 第3項関係

公表しない場合は、その理由を公表します。



## 第 11 条（公表の方法）

第 11 条 町民参画手続に関する事項を公表するときは、次に掲げるいずれかの方法（複数の場合を含む。）で行うものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 町ホームページへの掲載
- (4) その他周知すべき者に対し、効果的に周知できる方法

### 【解説】

この条例で規定する公表事項を公表するときは、町民に効果的に周知するために窓口での資料の供覧や配布、また、広報きくようや町ホームページへの掲載などの方法で行います。その他にも、回覧や報道機関への情報提供も考えられます。

## 第 12 条（町民参画推進本部）

第 12 条 町民参画の推進と適正な実施を確保するため、菊陽町町民参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

- 2 推進本部は、町長、副町長、教育長、部長等をもって組織する。
- 3 推進本部の本部長は、町長をもって充てる。
- 4 推進本部について必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

本条例に基づく町民参画の推進と適正な実施を確保するために、菊陽町町民参画推進本部を設置します。

この推進本部は、町長を本部長とし、町民参画を積極的に推進し、実施状況の確認や政策提案手続により提案された施策等の立案をするか否かの判断等を行う組織です。

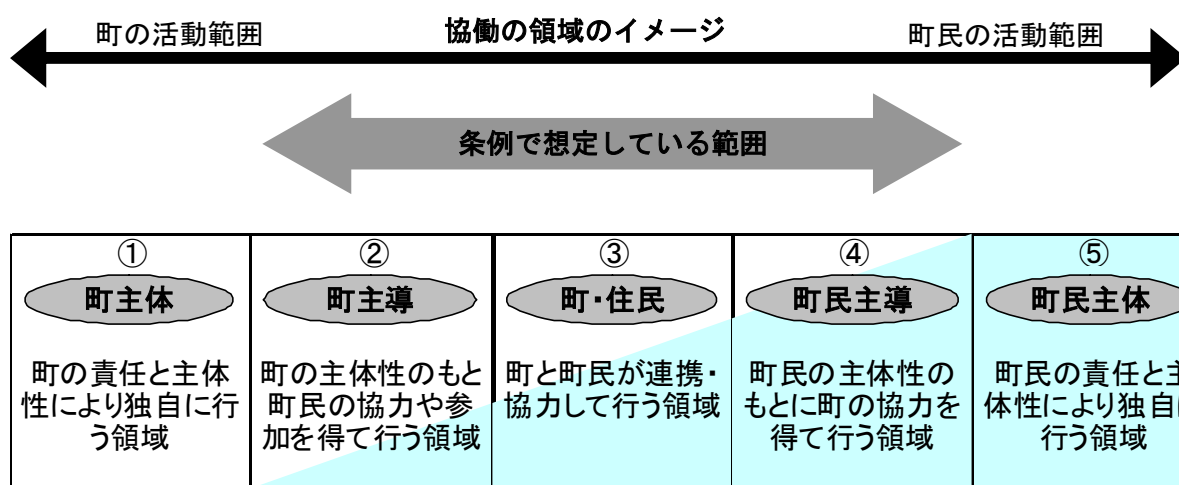
## 第4章 協働

### 第13条（協働の原則）

第13条 町民と町は、公共的な課題の解決を図るため、それぞれの役割分担の下、相互協力による日常的な協働を進めるものとする。

【解説】

町民と町が連携協力し、公共的な課題を解決するために日常的な協働を進めることとしています。協働は、町の仕事を町民が代わって行うというのではなく、相互協力により住みよいまちをつくる為に行うものです。



### 第14条（学習の場）

第14条 町は、町民のまちづくりへの参画及び協働を進めるため、町や地域の課題、問題点等の抽出や解決方法について、町民と町又は町民同士が学びを通じて自由な議論をする町民ワークショップを設置することができる。

2 町は、町民のまちづくりへの参画及び協働を推進するための学習の機会を確保するため、出前講座を実施することができる。

【解説】

第1項関係

参画及び協働を推進するためには、まちのことを学び、知ることが重要です。そこで、町民同士や町と学びを通じた議論を行うための町民ワークショップを設置することができることを定めます。

第2項関係

既に出前講座は実施していますが、学習の場としてこの条例の中に位置づけています。

## 第15条（地域コミュニティの役割）

第15条 地域コミュニティは、町民相互のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

### 【解説】

#### 第1項関係

地域コミュニティとは、区又は自治会をはじめとして、子ども会や婦人会、老人クラブ、PTA、消防団などの地縁を主なつながりとした、地域住民同士が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団のことをいいます。

これからの地域づくりでは、地域のことは地域が一番よくわかっていますので、地域のことはまず地域で考えて解決していく、「自分たちでやれることは自分たちでやろう」という「住民自治のまちづくり」が重要になってきます。こうしたことから、地域コミュニティは、安心・安全で住み良い地域社会を築いていくために、住民同士が親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に計画的に取り組んでいくこととしています。

#### 第2項関係

地域の課題は、多種多様化、複雑化、高度化しています。そうした地域課題を解決するため、地域コミュニティは、まちづくりに関わる様々な主体と連携、協力していくことも必要です。

地域コミュニティは、地域に密着した活動を展開するうえで、その地域の特性を生かし、まちづくりに関わる様々な主体と連携しながら、協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。

## 第16条（コミュニティ活動の推進）

第16条 町民は、コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 町民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。

### 【解説】

#### 第1項関係

安全・安心できる住み良い地域社会を築いていくために、町民一人ひとりがまちづくりの主役であるという認識を持ち、コミュニティ活動に自主的に参加、又は協力することとしています。

#### 第2項関係

町民は、自らが地域コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行えるように、地域コミュニティを大切に守り育てていくこととしています。

## 第17条（コミュニティ活動・町民公益活動への支援）

第17条 町は、コミュニティ活動及び町民公益活動を促進するため、情報の提供等必要な支援をするものとする。この場合において、町は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

### 【解説】

町は、コミュニティ活動が促進するため、必要な支援をすることとしています。地域コミュニティに対して行う町の支援は、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するためのものであり、地域コミュニティの自主性、自立性が損なわれないように配慮する必要があることから、「自主性及び自立性を尊重しなければならない」と表現しています。

## 第5章 雑則

## 第18条（条例の見直し）

第18条 この条例は必要に応じ、随時見直しを行う。

### 【解説】

この条例で定める情報共有、町民参画、協働の方法は完成されたものではありません。社会情勢の変化や町民参画・協働の推進状況を考慮し、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

## 第19条（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 【解説】

この条例を施行するために必要な事項は規則で定めます。